

簡易ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定・解除基準について

- 小売全面自由化後においても、需要家保護の観点から、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合においては、簡易ガス事業者に対して経過的に小売料金規制（大臣の認可制）を課すこととしている（いわゆる経過措置料金規制）。
- このため、こうした考え方を踏まえた指定基準・指定解除基準については、以下のとおりであり、実際に指定や指定解除を行うに当たっては、これらの指標を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断していく。

<指定基準>

<STEP 1>

簡易ガス事業者のシェア（注1）が50%超であるか否か

YES

NO

指定しない

<STEP 2>

簡易ガス事業者による需要家獲得件数×1/2
> 当該簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

※直近3年間の合計ベース。

YES

NO

指定しない

指定する

<指定解除基準>

以下のいずれかに該当するか否か

① 旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

② 旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（注2）

※直近3年間の合計ベース。

③ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家

YES

解除する

NO

解除しない

- （注1）簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数÷（許可地点数－空き地・空き家の数）。
なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。
- （注2）他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

(参考) 「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

- 「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例は以下のとおり。

<指定基準①>

簡易ガス事業者のシェアが50%超

<解除基準①>

旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らのシェアを50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らのシェアが50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

<指定基準②>

簡易ガス事業者による需要家獲得件数 $\times 1 / 2 >$ 当該簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

<解除基準②>

旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数 $\times 1 / 2 \leq$ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数（空き地・空き家を除いたもの）に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）。

(注) 第30回ガスシステム改革小委員会においては、本基準の例外として、「スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても…適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。」と整理したところであるが、基準の明確性の観点から、例えば次のような定量的な値をもって競争関係を説明できる場合に限って例外を認める。

- ・スイッチ等の総数に加えて、他燃料事業者から見積りを提案されるなど具体的な営業活動を受けている自社需要家に対して、継続して都市ガスを利用するように対抗営業を行った結果どうにか離脱には到らなかった件数を加えた値が年1%を超える場合（獲得についても同様）。
- ・たまたま直近の新築着工件数が少なかったためスイッチ等の総数が年1%以下となるものの、それ以前の新築着工件数が比較的多く、当該期間までデータ採取期間を延ばしてスイッチ等の総数を計算した値が年1%を超える場合。

(参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

<解除基準③>

小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 \leq 自由料金メニューの需要家

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。(経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な(付加価値のある)自由料金メニューが存在しない場合。)